

## かすみ堤防の保全を求める意見書

安心して住み続けられる住環境の整備は、市民一人ひとりの願いであり、とりわけ、緑の保全は人々に憩いやうるおいを与えるとともに、快適な住環境を確保するためには欠かせないものである。

川崎市高津区にある「かすみ堤防」は、住宅密集地域の中にあり、地域住民の憩いの場や、子どもたちの遊びの場である上に、災害時の避難場所や避難路としても重要な拠点になりうる。

また、現在、桜並木等の管理は市民協働で行っているが、二ヶ領用水から多摩川への緑の回廊であるとともに地域の文化的・歴史的遺産ともなっており、区民によるまちづくりに欠かせない場所である。

このような中、国では財政難を受け、国有地の払下げを進めているが、民間へ払下げになった場合には、都市住民にとってうるおいを与え、防災拠点にもなる貴重な緑が失われてしまうおそれがある。

よって国におかれては、民間への払下げ等の見直しを含め、貴重な都市部の緑地を保全するために、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月4日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣  あて

財務大臣

国土交通大臣

環境大臣